

平成23年第6回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 11月29日～12月16日：18日間）

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
11月29日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第7号・第8号 3. 議案第38号～第46号 4. 請願第3号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
11月30日	水	休 会		
12月 1日	木	開 議 午後1時		1. 一般質問
12月 2日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第38号～第42号 議案第44号～第46号 3. 請願第3号 [質疑・委員会付託]
12月 3日	土	休 会		
12月 4日	日	休 会		
12月 5日	月	休 会	委員会	
12月 6日	火	休 会	委員会	
12月 7日	水	休 会	委員会	
12月 8日	木	休 会	委員会	
12月 9日	金	休 会	委員会	
12月10日	土	休 会		
12月11日	日	休 会		
12月12日	月	休 会	委員会	
12月13日	火	休 会	委員会	
12月14日	水	休 会	委員会	
12月15日	木	休 会	委員会	
12月16日	金	開 議 午前10時		1. 議案第38号～第42号 議案第44号～第46号 2. 請願第3号 3. 意見書案第19号～第24号 4. 追加議案 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 6 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から9月8日、10月5日、27日、31日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 病 院 事 業 会 計 平成23年度5月分～7月分
- (2) 水 道 事 業 会 計 平成23年度6月分～8月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から11月2日、9日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 健 康 増 進 課 平成22年度
平成23年度 (平成23年4月～7月)
- (2) 教 育 総 務 課 平成22年度
平成23年度 (平成23年4月～7月)

(意見書の提出)

平成23年9月22日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 自治体クラウドの推進を求める意見書
- (2) 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書
- (3) 円高是正のための総合的な対策を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成23年11月29日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第7号 中間市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 3 選挙第8号 中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 第43号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第38号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第39号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第
3号)
- 日程第 7 第40号議案 平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第 8 第41号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2
号)
- 日程第 9 第42号議案 平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1号)
(日程第5～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第44号議案 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第11 第45号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第46号議案 中間市安全・安心まちづくり条例
(日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 請願第3号 燃油関係の税制措置に関する請願
(日程第13 趣旨説明省略)
- 日程第14 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	宮下 寛君	2 番	青木 孝子君
3 番	田口 澄雄君	4 番	佐々木晴一君
5 番	安田 明美君	6 番	古野 嘉久君
7 番	植本 種實君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	山本 慎悟君
13 番	堀田 英雄君	14 番	中野 勝寛君
15 番	藤本 利彦君	16 番	原田 隆博君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	成光 嘉明君	保健福祉部長	………	溝口 悟君
建設産業部長	………	三島 秀信君	教育部長	………	小島 一行君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	行徳 幸弘君
消防長	………	一田 健二君	総務課長	………	柴田精一郎君
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	課税課長	………	山下 守君
こどもと福祉の課長	………				白橋 宏君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
土木管理課長	………	後藤 哲治君	都市整備課長	………	間野多喜治君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	教育総務課長	………	一田 和彦君
選挙管理委員会事務局長	………				奥野 悦朗君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。これより平成23年第6回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月16日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は18日間と決しました。

日程第2. 選挙第7号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、選挙第7号中間市選挙管理委員会委員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。中間市選挙管理委員会委員に瓜生修一君、井上俊子さん、松本充子さん、日浅恭亘君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第3. 選挙第8号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、選挙第8号中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員補充員に、日野山孝太郎君、野崎幸市君、池田久紀君、原田慶雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第4. 第43号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第4、第43号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

第43号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告等に基づき、一般職職員の給与の改定を行うも

のでございます。

具体的な改正内容につきましては、一般職職員における0.16%の官民較差是正のため、若年層及び医師の給料表を除き50歳代を中心に40歳代以上の一般職職員の給料月額を引き下げるとともに、今年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る較差相当分を解消をするため、4月の給与額に調整率でございます0.23%を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給をいたしました期末勤勉手当に調整率を乗じて得た額を合計し、12月の期末勤勉手当から控除するものでございます。

また、給料の切り替えに伴う経過措置を受けている減額改定対象職員に乗じる率を100分の99.59から100分の99.1に、給料の切り替え後に経過措置を受けている減額改定対象職員に乗じる率を100分の99.83から100分の99.34に改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第43号議案は委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

第43号議案につきまして、日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたします。

人事院勧告に基づく公務員賃金の削減は3年連続であり、一般国家公務員の2000年から2009年までの10年間の年収は、12.82%の減額となっています。

また、OECD（経済協力開発機構）23カ国の公的部門人件費のGDP（国内総生産）に占める割合は、最高のデンマークで16.9%なのに対して、日本は6.2%で加盟国23カ国中23位と最低のレベルであります。

国際的に見ても低いレベルにある公務員賃金をこれ以上引き下げるとは、公務員やその関連の労働者のみならず、民間企業で働く労働者にも多大の影響をもたらします。

そのことは、公務員賃金の低下と同じ時期の民間労働者の平均賃金がこの12年間で見ても、年収で62万円、月額にしても5万円、ほぼ公務員と同じ率で低下している事実に

もあらわれています。

労働者の賃金は、一方では内需という、日本国内では一番大きな経済的な要素であります。その内需をこれ以上痛めつけることは、景気の浮場に逆行するものであり、到底容認できるものではありません。

また、そのことは税収の低下をもたらし、結果として増税、そしてさらなる景気の低迷という悪循環の原因でもあります。

以上のことから、今回の給与改定の第43号議案については反対をいたします。

以上であります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第43号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第38号議案

日程第6. 第39号議案

日程第7. 第40号議案

日程第8. 第41号議案

日程第9. 第42号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第38号議案から日程第9、第42号議案までの平成23年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第38号議案から第42号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出における職員人件費について、人事異動及び人事院勧告に準じた給与引き下げにより、職員給料1,380万円の減額や、期末勤勉手当1,420万円の減額等により、総額3,880万円を減額いたしております。

その他の具体的な歳出につきましては、総務費におきまして、女性がん検診推進事業費補助金返還金を初め、平成22年度における国県補助金確定に伴う返還金910万円、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費900万円を計上しております。

民生費におきましては、障がい者医療における対象者増加に伴い、障がい者自立支援医療費2,000万円、生活介護サービス給付費4,000万円、さらに、依然として厳しい雇用情勢が続き、生活保護受給者が増加をしていることから、生活保護費といたしまして1億6,700万円をそれぞれ増額いたしております。

土木費におきましては、道路新設改良事業といたしまして、用地取得費及び工事費3,240万円を計上いたしております。

消防費におきましては、本年3月の東日本大震災により、残念ながら犠牲となられました消防団員の方々が多数となったことから、本年度に限り、その公務災害補償に対応する必要があるため、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金といたしまして、440万円を計上いたしております。

教育費におきましては、9月補正において実施設計委託料を予算措置しておりました中間南小学校の校舎及び体育館の耐震化事業であります。国の補正予算における財源措置がなされましたことから、耐震補強工事及び監理業務委託料といたしまして1億850万円を計上し、学校耐震化をさらに推進していくことといたしております。

また、現在学校給食の民営化を実施している底井野小学校であります。委託業者との契約が本年度末までとなっており、平成24年度の更新に向けて契約手続を行う必要がありますことから約2年分の経費といたしまして1,640万円を債務負担行為として計上いたしております。

次に、歳入につきましては、過年度分を含む生活保護費国庫負担金1億8,890万円、学校施設環境改善交付金6,510万円、宝くじ収益金を財源といたします福岡県市町村振興協会からの交付金1億円、中間南小学校耐震化事業等の地方債9,600万円をそれぞれ増額するとともに、現在2億6,700万円の繰り入れとなっております財政調整基金繰入金金を1億5,430万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ3億5,120万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,250万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第39号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、人事異動等に伴い、職員人件費を400万円減額し、電算システム改修のため委託料を130万円、特別収納対策事業に係る備品購入費を30万円、それぞれ増額をいたしております。

また、拠出金等が確定したことに伴いまして、老人保健拠出金を720万円減額し、後

期高齢者支援金を4,710万円、前期高齢者納付金を80万円、また、介護納付金を1,170万円、それぞれ増額をいたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、国庫負担金を1,820万円、国庫補助金を340万円、県補助金を360万円、歳入欠かん補填収入を3,010万円、それぞれ増額をし、療養給付費交付金を210万円、他会計繰入金を290万円、それぞれ減額をいたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,052万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億145万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第40号議案平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、人事異動により職員人件費を270万円増額をし、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによりまして、受益者負担金報償金800万円を増額するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金を3,600万円増額をし、また一般会計繰入金を2,530万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,077万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,857万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第41号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして人事院勧告等に伴う給与改定により職員人件費を570万円減額をし、介護保険制度改正等に伴うシステム改修費用を820万円及び介護認定訪問調査員1名増員の人件費を260万円増額計上し、また、地域支援事業費におきましては、給与改定等に伴い、職員人件費を70万円減額計上をいたしております。

歳入につきましては、歳出補正に伴う介護保険料県補助金を30万円減額をし、国庫補助金及び一般会計繰入金を470万円増額計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ443万円を追加をし、保険事業勘定に介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億5,686万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、保険料負担金を610万円減額をし、電算シ

ステム改修のため、委託料を50万円増額をいたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を1,820万円減額をし、前年度繰越金を1,210万円、事務費繰入金を50万円、それぞれ増額いたしております。

後期高齢者医療保険料の減額の理由といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合の確定した保険料が当初の決定を下回ったことによるものでございます。

また、繰越金の増額の理由といたしましては、後期高齢者医療広域連合と中間市では会計の期間が異なっておりまして、本市の前年度出納整理期間にあった収入を今年度の保険料負担金として広域連合に支出しなければならないことによるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ567万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,162万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成23年度各会計補正予算5件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第44号議案

日程第11. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第44号議案及び日程第11、第45号議案までの条例改正2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第44号議案及び第45号議案につきましては、提案理由を一括して申し上げます。

まず、第44号議案財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、普通財産の無償貸付、または減額貸付における要件につきまして、国が示す財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則に従い、行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成24年1月1日からといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第45号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市市営住宅条例につきましては、平成20年9月定例市議会におきまして、国土交通省住宅局長による公営住宅における暴力団員排除に関する通達を受け、市営住宅の入居者等の資格として、「暴力団員でないこと」という項目を設けた経緯がございます。

その後、本市におきましては、平成22年4月1日に「中間市暴力団排除条例」を施行

し、暴力団の排除に取り組んでいるところでございます。

今回の条例改正は、本市の暴力団排除の取り組みの一環であり、市営住宅の入居者等が暴力団員と判明したときなどにおいて、該当する入居者等に対し、暴力団からの脱退や市営住宅からの退去などの勧告をすることができることとするものでございます。

今後とも市民の皆様の安全で平穏な生活を確保できるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、同時に条例における用字用語の見直しも行っております。

なお、改正条例の施行日につきましては、議決をいただいた後の公布をした日からいたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12. 第46号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第46号議案中間市安全・安心まちづくり条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第46号議案中間市安全・安心まちづくり条例について、提案理由を申し上げます。

これまで、本市の安全・安心施策は、平成20年4月1日に施行されました「福岡県安全・安心まちづくり条例」を反映し、推進してきたところでございます。

今回の条例制定は、昨今の犯罪の多様化や高度化、また少年非行による犯罪の低年齢化、孤独死の増加、東日本大震災を初めとする大規模災害の発生など、安全・安心を脅かすさまざまな課題の解決に向けては、市民が主体となった取り組みや全市を挙げての協働が欠かせないものであり、市レベルでの安全・安心の取り組みの方向性を明確にし、各種施策を充実させる必要があることから行うものでございます。

条例の内容といたしましては、「自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守る」という基本理念に基づき、市、市民、事業者等、それぞれの役割や連携、協力体制を規定いたしております。

まず、市の役割といたしましては、国、県、警察等の関係機関や、市民、事業者等と連携して、各種施策を総合的に実施するとともに体制整備を行うことといたしております。

また、市民や事業者等の役割といたしましては、安全・安心まちづくりに関する自主的活動へ取り組んでいただくとともに、市が実施いたします施策にご協力をいただくことといたしております。

ほかに、本市の将来を担う青少年の健全育成や、いざ災害が発生した際の措置、市民や事業者等に対する市の支援などについて定めております。

なお、本条例案につきましては、本年9月末から10月末まで市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しており、市民から寄せられました意見を検討の上、意見の一部を反映いたしております。

さらに、広報紙で市民に十分に周知した上で施行することとし、施行日につきましては、平成24年4月1日といたしております。

本条例の制定を契機といたしまして、市民や事業者等のご協力のもと、自助、共助、公助のバランスのとれた各種安全・安心施策を推進し、市民みんなの願いであります、だれもが安全・安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいりたい所存でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第46号議案に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 請願第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、請願第3号燃油関係の税制措置に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については趣旨の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

ただいま議題となっております請願第3号に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び藤本利彦君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 藤 本 利 彦